

改正

平成25年12月24日条例第52号

平成28年6月28日条例第27号

令和元年7月2日条例第1号

宇佐市多目的広場条例

(設置)

**第1条** ゆとりと憩いの場となる都市空間を整備し、市街地環境の向上を図るとともに、多目的な利用に供することにより、広く市民の交流促進を図り、もって中心市街地の整備改善及び商業等の活性化に資するため、宇佐市多目的広場（以下「多目的広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 多目的広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
門前広場	宇佐市大字四日市1359番2
極楽通り	宇佐市大字四日市1395番2

(行為の禁止)

**第3条** 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号から第6号までに掲げる行為については、第5条第1項の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 多目的広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) ごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は散布すること。
- (5) 火気を扱うこと。
- (6) 工作物その他の物件又は施設を設けること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が多目的広場の管理上支障があると認めて禁止する行為

(利用の禁止及び制限)

**第4条** 市長は、多目的広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は多目的広場に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、区域を定めて多目的広場の

利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

**第5条** 次に掲げる行為をするため多目的広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が多目的広場の公衆の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可（以下「使用許可」という。）を与えることができる。

3 市長は、使用許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(国等が行う使用の特例)

**第6条** 国又は県の行う事業のため、多目的広場を使用する場合においては、当該使用しようとする者と市長との協議が成立することをもって使用許可があったものとみなす。

2 市の行う事業のための多目的広場の使用は、使用許可を受けた行為とみなす。

(原状回復)

**第7条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、それぞれ多目的広場の使用の期間が満了したとき、又は使用を廃止したときは、速やかに多目的広場を原状に復さなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、市長は、使用者に対し、必要な指示をすることができる。

3 使用者が第1項本文の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(監督処分)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定により与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は使用の中止、原状回復若しくは多目的広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 多目的広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 多目的広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の場合において、使用者に損害があっても、市長はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

**第9条** 使用者は、多目的広場を許可を受けた目的以外の目的のために使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用料の算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数を生じたときは、これを1平方メートルに切り上げて使用料を算定するものとする。

3 使用料の算定の基礎となる月数に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げて使用料を算定するものとする。

4 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

**第11条** 故意又は過失により多目的広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成19年12月規則第37号で、同19年12月5日から施行)

附 則 (平成25年12月24日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年6月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月2日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	使用料	
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき1,650円及び1㎡につき1日20円	
業としての写真又は映画の撮影	写真	写真機1台につき1日 110円
	映画	撮影機1台につき1月 1,100円
興行	1㎡につき1日 10円	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1㎡につき1日 2円	